

# 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成11年7月1日

条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合の議会の議員、選挙管理委員会委員又は監査委員以外の特別職の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 非常勤職員に対しては、報酬を支給する。ただし、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねるものについては、これを支給しない。

2 報酬の額は、予算の範囲内で広域連合長が定める。

## (費用弁償)

第3条 非常勤職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 非常勤職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

## 附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。